

色麻町デイサービスセンター
指定管理者募集要項

令和 7 年 1 0 月

色麻町

目 次

1. 指定管理者募集の趣旨	1
2. 公の施設の概要	1
3. 申請に必要な資格	1
4. 申請の方法	2
5. 選定の基準等	3
6. 指定期間	4
7. 選定結果等の通知及び公表	4
8. 管理の基準	4
9. 管理運営の基本的な考え方	5
10. 人員体制	6
11. 指定管理者が行う業務の範囲	6
12. 指定管理者に行わせることができない業務	7
13. 業務内容の変更	7
14. 管理運営に関する経費	7
15. 協定の締結	7
16. 現地確認の日程	8
17. 質問の受付	9
18. 本募集に関する問い合わせ先	9

色麻町デイサービスセンター指定管理者募集要項

1. 指定管理者募集の趣旨

本町では、色麻町デイサービスセンターの指定管理者の指定にあたり管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2. 公の施設の概要

(1) 名称及び所在地

- ・ 名 称 色麻町デイサービスセンター
- ・ 所在地 色麻町四竈字杉成 2 7 番地 2

(2) 設置目的

在宅の虚弱・寝たきりの高齢者等に入浴サービスなどの各種サービスを提供し、高齢者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上を図るとともに、介護している家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

(3) 施設の規模等

- ・ 鉄筋コンクリート造
色麻町保健福祉センター 3,843.0414 m²のうち 1,055.7791 m²
(平面図等添付)
- ・ 定員 3 4 名
- ・ 主な施設内容 ホール、食堂、調理室、静養室、浴室、休憩室等

3. 申請に必要な資格

指定管理者への応募者は、次の全ての要件を満たす必要があります。

(1) 宮城県内に住所を有する法人その他の団体であること。ただし、株式会社、NPO法人及びその他の任意団体等組織の形態は問いませんが、個人での応募はできません。

(2) 次のいずれかに該当する法人等でないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定により一般競争入札への参加が制限されている法人等
- ② 宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領または物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく指名停止の措置の対象となっている者
- ③ 色麻町建設工事入札参加業者等指名停止要領に基づく指名停止の措置の対象となっている者

④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更正または再生手続をしている法人

⑤ 地方公共団体から指定管理者の指定の取り消しを受け、又は当該処分の日から起算して 2 年を経過しない者

⑥ 国税及び地方税並びに延滞金等を滞納している者

⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人等

（３）施設の管理運営能力を有する者であること。

（４）その他、社会通念上不適当と認める事項を有しない者であること。

※ なお、応募以後に申請に必要な資格に該当しなくなった場合は、指定管理者の候補者となるできません。

4. 申請の方法

（１）申請書類の受付期間

令和 7 年 10 月 21 日（火）から令和 7 年 11 月 5 日（水）まで

受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。

申請書に不備又は不足があった場合は、書類の補正や提出を求めますが、受付期限までにその作業を終了しなければなりませんので、期間に余裕を持って申請してください。期限を過ぎた場合は受理しません。

（２）申請書類の提出方法

提出方法 持参又は郵送（最終日午後 5 時必着）

※ 郵送の場合には、後日到着の有無を確認してください。

提出部数 正本 1 部（証明書等コピー不可）

副本 10 部（証明書等コピー可）

申請場所 色麻町保健福祉課

（３）申請書類

① 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

② 法人等の概要（別紙 2）

③ 施設管理に関する業務実績書

④事業計画書

- ・ 管理運営方針
- ・ 運営業務・維持管理業務
- ・ 組織及び人員
- ・ 事業の実施
- ・ その他の提案等

⑤再委託予定調書

⑥事業実施計画書

⑦事業実施予算書

⑧収支計画書

⑨申請団体の直近２カ年分の決算報告書と当年度の事業計画書

⑩申請団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

⑪登記簿謄本の写し（法人の場合のみ）

⑫過去２年分の申請団体にかかる納税証明書及び完納証明書

- ・ 全ての市町村民税
- ・ 法人県民税
- ・ 消費税、地方消費税

※共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに上記の証明書を提出すること。

⑬団体役員名簿

⑭共同企業体協定書（共同企業体で申請する場合のみ）

5. 選定の基準等

（１）選定方法について

指定管理者の選定に当たっては、「色麻町公の施設に係る指定管理者選定委員会」において、事業計画、収支計画、申請者の能力等を総合的に評価し、最も優れた申請者を指定管理者の候補者に選定します。

なお、最終的には、町議会の議決を経て、町が指定管理者を指定します。

（２）選定基準等

指定管理者の候補者の選定基準は次のとおりです。

① 団体としての事務遂行能力に関すること

ア 経営方針・経営状況

- ・ 経営方針・理念が公の施設の運営にふさわしいものであるか。
- ・ 既存事業の経営基盤が安定しているか。
- ・ 良好な事業実績を有しているか。
- イ デイサービス事業の管理業務実績
 - ・ 良好な管理業務実績を有しているか。
- ② 事業計画に関すること
 - ア 運営業務・維持管理業務
 - ・ 施設の設置目的を理解するとともに、業務内容を正しく理解し、かつ適切なものとなっているか。
 - ・ 施設の特性を十分に活かし、質の高いサービスの提供に寄与しているか。
 - ・ 利用者の増加に積極的に取り組んでいるか。
 - ・ 具体的、現実的でありかつ創意工夫や積極性が見られるか。
 - ・ 業務を確実に実施できるよう、適切な組織、人員配置を確保しているか。
 - ・ 職員の技術や能力の向上のために適切な体制を確保しているか。
 - イ 効率的な管理運営（収支計画）
 - ・ 効率的なものとなっているか。
 - ・ 確実性があるか。
 - ・ 安定的な経営が確保されているか。
 - ウ その他の提案

6. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

7. 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、申請書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。
また、選考の経過及び結果は、指定管理者として選定後、町ホームページへの掲載等により公表します。

8. 管理の基準

(1) 関係法令の遵守

地方自治法(昭和22年法律第67号)、介護保険法(平成9年法律第123号)、その他の関係法令、色麻町情報公開条例、色麻町個人情報保護条例、協定

書、仕様書等を遵守することとします。

（２）公平性の確保

施設の管理運営に当たっては、住民の公平な利用について確保して下さい。

（３）個人情報の保護

指定管理者又はその管理運営する公の施設の業務に従事している者は個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じるとともに、当該施設の管理運営に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。また、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され又は従事者の職務を退いた後においても同様とします。

（４）情報公開

施設の管理運営に当たっては、管理運営に係る情報の公開に関し必要な措置を講じることとします。

（５）サービスの向上

施設を清潔に保つとともに、利用者の安全確保とサービスの向上を図り、利用者の増加に努めることとします。また、各種トラブル、苦情には、迅速かつ適切に対応することとします。

（６）環境への配慮

施設の管理運営に当たっては、電気・水道等の効率的利用、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達などの環境配慮を行うこととします。

（７）文書の管理・保存

指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、色麻町文書取扱規程に基づいて、適正に管理・保存することとします。

９．管理運営の基本的考え方

- （１）施設の設置目的に基づき、管理運営を行うこと。
- （２）公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うこと。
- （３）利用者に対し、清潔、安全及び快適な環境を提供すること。
- （４）個人情報の保護を徹底すること。
- （５）効率的な施設運営を行うこと。
- （６）管理運営業務に伴う経費の削減に努めること。
- （７）近隣住民及び近隣事業者等と良好な関係を維持しながら管理運営を行うこと。

(8) 利用者の要望を把握し、全体の利益を考慮し、適切に管理運営業務に反映させること。

(9) 災害時の避難場所としての機能を確保できる管理運営を行うこと。

10. 人員体制

指定管理者は、業務の履行と責任体制を確保するために、必要な体制を整備することとし、原則として施設の管理運営を統括する管理職1名と、施設の開館時間内については、常時、案内業務等を担当する職員を1名以上配置するものとします。

11. 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです。

(1) 色麻町デイサービスセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 介護保険法第8条第7項に規定する通所介護事業及び障害者デイサービスの実施に関する業務

(3) その他町長が必要と認める業務

具体的には以下の内容の業務（以下「指定管理業務」という。）を行います。

（詳細は別紙1「指定管理者業務仕様書」のとおり）

①施設の運営に関する業務

②施設及び設備の維持管理に関する業務

なお、業務の執行は、指定管理者が自ら行うことを原則としますが、部分的な業務については、町長と協議のうえ、専門の業者に委託することができるものとします。

※留意事項

1. 事業報告書等の提出

(2) 地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、事業年度が終了するごとに指定管理業務について事業報告書を提出することとします。

(3) 毎年度、事業開始前の町が定める期日までに指定管理業務にかかる事業計画書を提出することとします。

1 2. 指定管理者に行わせることができない業務

公の施設の利用に係る不服申し立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限は、指定管理者に行わせることはできません。

1 3. 業務内容の変更

募集時に示した指定管理者が実施すべき業務について、町長が変更すべきと判断したときは、指定管理者との協議により業務内容の変更ができるものとします。

1 4. 管理運営に関する経費

(1) 指定管理料の支払い

指定管理料については、利用料金ですべてを賄うものとして原則支払いません。

(2) 指定管理料の精算

指定管理業務を確実に実施する中で、利用料金収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

また、利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填は行いません。

(3) 管理口座・区分経理

指定管理業務にかかる経費及び収入は法人等自体の口座とは別に専用の口座を設け管理することとします。また、指定管理者としての業務にかかる経費とその他の業務にかかる経費を区分して整理してください。

1 5. 協定の締結

指定管理者の指定の後に、町と指定管理者に指定する者との間で、施設の管理業務の細部について協議を行い、包括的な事項を定めた基本協定を締結します。協定の内容については次のことを予定しています。

(1) 基本協定

①総則

協定の目的、指定管理者の指定の意義、公共性及び民間事業の趣旨尊重、信義

誠実の原則、用語の定義、管理物件、指定期間

②本業務の範囲

町が行う業務の範囲、業務実施条件、業務範囲及び業務実施条件の変更

③本業務の実施

本業務の実施、開業準備、第三者による実施、管理施設の改修等、緊急時の対応、情報管理

④備品等の扱い

備品等の貸与、備品等の購入等

⑤業務実施に係る町の確認事項

事業計画書、事業報告書、業務実施状況の確認と改善勧告

⑥指定管理料及び利用料金

指定管理料の支払い、指定管理料の変更、利用料金収入の取扱い、利用料金の決定

⑦損害賠償及び不可抗力

損害賠償等、第三者への賠償、保険不可抗力発生時の対応、不可抗力によって発生した費用等の負担、不可抗力による一部の業務実施の免除

⑧指定期間の満了

業務の引継ぎ等、原状回復義務、備品等の扱い

⑨指定期間満了前の指定の取り消し

町による指定の取り消し、指定管理者による指定の取り消しの申し出、不可抗力による指定の取り消し、指定期間終了時の取扱い

⑩その他

権利・義務の譲渡の禁止、事務連絡会議等の設置、本業務の範囲外の業務、請求・通知等その他、協定の変更、解釈、疑義についての協議

16. 現地確認の日程

現地の見学を希望する事業者は、前日の午後5時まで、保健福祉課に申し込みください。又、当日は、ホームページに掲載した募集要項等の資料をコピーして持参願います。

開催日時： 令和7年10月24日（金）午後4時30分～午後5時30分

17. 質問の受付

(1) 受付期間

令和7年10月21日（火）～令和7年10月29日（水）

(2) 受付方法

質問書（付属様式第2号）にご記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。

なお、電話での受付は行いません。

(3) 回答方法

回答は、令和7年10月30日（木）までに、各質問者へFAX又は電子メールで回答します。

18. 問い合わせ先

色麻町保健福祉課

〒981-4122 加美郡色麻町四竈字杉成27番地2

TEL0229-66-1700 FAX 0229-66-1717

e-mail fukushi@town.shikama.miyagi.jp

色麻町デイサービスセンター指定管理者業務仕様書

1. 趣旨

この仕様書は、色麻町デイサービスセンターの指定管理者が行う業務の詳細について定めることを目的とする。

2. デイサービスセンターの運営に関すること

(1) 運営努力

施設運営について、経費の節減に努め、効率的な運営を図ることとし、経費節減のためにサービスの低下を招くことのないよう努力するものとする。

(2) 管理運営に関する基本的な考え方

- ① 施設設置の趣旨に則した管理運営を行うため最大の努力をすること。
- ② 町民の福祉の増進を支援・助長する公共施設としての運営を行うこと。
- ③ 利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者本位の運営を行うこと。
- ④ 効率的な運営を行うとともに、環境負荷の軽減と施設の保全に努め、運営費の縮減に努めること。
- ⑤ 個人情報の保護を徹底すること。
- ⑥ 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。

3. 施設運営及び管理業務に関すること

- (1) 施設の管理については、善良な管理者の注意義務を持って行うものとする。
- (2) 運営にかかる費用は、指定管理者が負担するものとする。
- (3) 町と指定管理者の責任分担は、別表リスク分担表のとおりとします。

4. その他

- (1) 備品台帳の整備と所在確認をすること。
- (2) 施設設備の大規模な修繕及び改修についての提案をすること。
- (3) 町への各種報告書類を含め、必要な統計基礎資料の作成をすること。

(4) 募集要項及び仕様書に記載のない事項は、指定管理者決定後、協議の上決定する。

リスク分担表

内 容		分担区分	
		町	指 定 管理者
金利、物価変動	物価、金利変動に伴う経費の増		○
法令、税制等の変更	指定管理者が行う管理業務に多大な影響を及ぼす法令、税制等の変更	協議	
	一般的な法令、税制等の変更		○
許認可の取得	管理業務の遂行に必要な許認可取得		○
	町の単独申請に関わる許認可取得	○	
労務災害	業務従事者の労務災害等		○
再委託による損害	管理業務の一部を再委託された第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害		○
不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災、騒乱、暴動その他の町または指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的または人為的な現象）	不可抗力に伴う業務の変更または業務履行不能	協議	
	不可抗力に伴う施設・設備・備品等の修復に係るもの	○	
施設・設備の改修（現状変更）	施設の安全上必要とされる改修	○	
	サービス向上のための改修		○
施設・設備の修繕	1 件につき 2 0 万円以上のもの	○	
	管理上の瑕疵によるもの		○
	上記以外のもの（2 0 万円未満）		○
債務不履行	町の協定内容不履行	○	
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
第三者への損害賠償（情報漏洩によるものも含む）	管理業務上の瑕疵による損害		○
	施設の構造上の瑕疵による損害	○	
需要変動	不可抗力による利用者の急激な減少	協議	
	上記以外の理由による利用者の減少		○
行政的理由による事業変更	行政的事由から施設管理、運営業務の継続に支障が生じたもの	○	
火災保険への加入		○	
独自事業の実施	独自事業実施に伴い発生が想定されるリスク		○
準備行為	管理業務の遂行に必要な人員の確保及び訓練・研修等の実施、資金確保、その他の準備行為		○
業務開始の遅延	町の責めに帰すべき遅延によるもの	○	
	指定管理者の責めに帰すべき遅延によるもの		○
指定期間終了時または指定の取消し時の扱い	指定期間の終了または指定の取消しに伴う管理物件の原状回復（町の承認を得て改修等を実施したものを除く）に伴うもの		○
	指定期間の終了または指定の取消しに伴う業務引継ぎ		○

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

色麻町長様

	法人等の所在地	
申請者	法人等の名称	
	代表者氏名	印
	電話番号	

指定管理者指定申請書

色麻町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条の規定により、次の公の施設について指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

1 公の施設の名称

2 添付書類

- (1) 管理の業務に関する事業計画書
- (2) 管理の業務に関する収支計画書
- (3) 法人等の定款若しくは寄付行為の写し又はこれらに準ずるもの
- (4) 法人等にあつては当該法人の登記事項証明書
- (5) 法人等の経営状況を説明する書類
- (6) 申請に必要な資格を有していることを証する書類
- (7) 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した
申立書
- (8) 団体の役員名簿
- (9) その他町長が必要と認める書類

(付属様式第1号)

申請資格に関する申立書

令和 年 月 日

色麻町長 様

(申請者)

所在地

名 称

代表者名

印

色麻町デイサービスセンターの指定管理者の申請資格に関して、下記のとおり申し立てます。

記

当団体は、次の事項のいずれにも該当しません。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加が制限されている者
- ・宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領または物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく指名停止の措置の対象となっている者
- ・色麻町建設工事入札参加業者等指名停止要領に基づく指名停止の措置の対象となっている者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更正または再生手続をしている法人
- ・地方公共団体から指定管理者の指定の取り消しを受け、又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者
- ・国税及び地方税並びに延滞金等を滞納している者
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団をいう。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等

(付属様式第2号)

質 問 書

令和 年 月 日

色麻町保健福祉課 あて

E-mail fukushi@town.shikama.miyagi.jp

FAX 0229-66-1717

(質問者)

所 在 地

法人等名

担当者名

電話番号

FAX

E-mail

色麻町デイサービスセンター指定管理者の募集内容等に関して以下のとおり質問します。

法人等の概要

(ふりがな) 名 称	
代表者名	
所 在 地	
設立年月日	
従業員数	
資 本 金	
主な事業内容	
免許・登録 (写しを添付する)	



計開數地

[illegible]